

IV 埋火葬対策

1 市営斎場における火葬状況

(1) 斎場職員の出勤状況

この震災において、斎場職員の出勤状況は、①自家用車を利用して出勤した者、②職員の住居地が被災地外が多かったため、かなりの人員を確保できた。大阪や明石以西に住居がある者は公共交通機関等のマヒにより、出勤できたのは19日になった。

斎場職員24名のうち、家屋の全壊3名、半壊2名、その他ヒビ等の被害のあるものは多数いたが幸いにして大きな怪我等にあったものはいなかった。

(2) 火葬業務の執行

市立斎場は東から、甲南斎場（10炉）、有馬斎場（2炉）、鶴越斎場（30炉）及び西神斎場（11炉）の4箇所計53炉の設備を持っている。この震災での市立斎場の被害は軽微で、業務に支障は生じなかった。炉の整備や人員を派遣する必要のある有馬斎場は当分の間閉鎖し、3斎場で火葬業務を行う体制を整えた。甲南斎場では17日は現場の状況が不明であった為、18日に斎場を調査し、19日の午後より業務を行った。

死亡された方の火葬は死亡後24時間以上を経過しないと出来ないため、震災の翌日から業務は始まったが、本格的には1月19日からで火葬状況は別紙のとおりである。

火葬業務の執行にあたっては通常のように予約制で行った。当初は多数の遺族が乗用車、軽トラックで直接、遺体を運んで来られた。また遺体も最初の3～4日は柩ではなく毛布や白布にくるまれているものもあった。遺族が直接、斎場に遺体を運んで来られる場合には予約時間より早く来られるので、予約に係わず到着分より順次、火葬したが特段の混乱は生じなかった。葬儀社に依頼して運ばれてくる遺体も日を増すごとに多くなってきたが霊柩車の数に限りがあったり、車の渋滞などで予定の時間に入场できない事があった。予約制を取った事で遺族の待ち時間を無くしスムーズに火葬業務が執行できた。後半になると遺族が直接、斎場を予約していた分に無断キャンセルが増えた。これは火葬に付すまでに日数がかかったために他所で火葬を済まされたと思われる。

火葬に当たっては通常の手順の通りに行い、特に震災による死亡という特異な状況であるため、遺族の心情を考慮し、希望があれば柩の蓋を開け、最後のお別れをしていただいた。

火葬の受付は早朝から深夜2時頃までに及び、火葬業務は、鶴越斎場では午前6時30分から最終午後10時まで、ほかの斎場も午前8時から午後8時まで業務を行った。業務は1月31日には、ほぼ目処がつき2月4日前後に震災による死亡者の火葬は一応終わった。

通常であれば各斎場での火葬炉は多い日では2回転、概ね1回転である。今回の場合は連日3～4回転の使用を強いられ、断熱扉の膨張、台車の損傷、バーナーの異常発生など故障寸前の状況での業務が続いた。こうした事態が予想されたため、バーナー等の注文生産によるものは発注し、炉メーカーの協力を得て炉の点検も行った。

この他、燃料の灯油についても鶴越・甲南斎場では市内業者からの供給が受け入れないため、確保に苦勞し、パトカーの先導で姫路から運ばれてきた。又、甲南斎場で

は小型のタンクローリー車に積み替える等思わぬ手間と労力を必要とした。西神斎場においても、灯油の確保には業者と共に苦労した。都市ガスが長期に亘りストップしていたことを考えるとき、斎場の燃料については一考する必要がある。

骨壺は当初、不足になると心配したので、遺族が直接、遺体を運んで来られる場合には代用品（木箱等）の用意を連絡していたが、準備が整ったため骨壺の提供ができた。

最初の混乱時には、死体・埋火葬許可書の交付が進まないため死体検案書の原本を確認し火葬を行った（死体検案書コピー保管）。のち正規の許可書で火葬証明を発行した。

震災では火災が多数発生し、多くの方が焼死された。遺族は現場で遺骨を収骨し警察で検死を受けた後、死体・埋火葬許可書の交付を受け、斎場では遺骨の確認をし、通常の収骨と同じように骨壺に納め、死体・埋火葬許可書に焼骨であると記載し証明をした。これは、遺骨を墓地に埋葬する場合、死体・埋火葬許可書に火葬証明が必要なためである。

各市よりの人的応援の申し出をいただいたが、風習や作業手順が異なるほか、本市職員の士気も高く、又火葬炉を24時間稼働出来ない等の理由でお断りをした。人的応援を頂くよりも周辺市町村で火葬業務をしていただく方が火葬業務の早期終焉に力を発揮すると思う。

鴨越斎場ではアユス（仏教国際協力ネットワーク）からボランティアによる読経の申し出があり、読経の場所を提供をした。西神斎場では、地元仏教会等から同様の申し出を受け、同様の対応をした。

(3) 震災時の火葬業務の問題点および今後の改善点。

- ア 職員の出勤体制の確保
 - イ 斎場間の通信網の確保
 - ウ 燃料の確保及び機械・炉メーカーの保守・点検サービス体制の確立
 - エ 遺族への火葬手続きの徹底（焼骨を含めて）及び火葬申込の案内
 - オ 柩・骨壺・ドライアイス・花の確保並びに配置先の確認
 - カ 雑用水・飲料水の確保及び遺族への飲食物の提供
 - キ 職員の宿泊設備等の確保
- 等について、研究する必要がある。